

○休学、復学及び退学願の提出期限に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛知淑徳大学学則第40条、第41条、第42条、第43条、第44条及び愛知淑徳大学大学院学則第34条、第35条、第36条の規定に基づき休学、復学及び退学願の提出期限に関して必要な事項を定める。

(休学の手続き)

第2条 休学を希望する者は、休学願を学生事務室又は教学事務室に提出し、当該学部教授会又は研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(休学願の提出期限)

第3条 休学願は、休学期間の開始前に提出することを原則とし、やむを得ない事由がある場合のみ、下記の休学願提出期限まで提出を認める。この期限を過ぎた場合は、当該学期の休学は認めない。

休学の種別	休学期間	休学願提出期限
1年休学	4月1日～翌年3月31日	5月31日
	10月1日～翌年9月30日	11月30日
半期休学	4月1日～9月30日	5月31日
	10月1日～翌年3月31日	11月30日

(復学の手続き)

第4条 復学を希望する者は、復学願を学生事務室又は教学事務室に提出し、当該学部教授会又は研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(復学願の提出期限)

第5条 復学願は、休学期間が満了する前に提出することを原則とし、やむを得ない事由がある場合のみ、下記の復学願提出期限まで提出を認める。この期限を過ぎても復学願が提出されない場合は、学則第46条第1項第3号又は大学院学則第43条第1項第5号により除籍とする。

復学日	復学願提出期限
4月1日	5月31日
10月1日	11月30日

(退学の手続き)

第6条 退学を希望する者は、退学願を学生事務室又は教学事務室に提出し、当該学

部教授会又は研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(退学願の提出期限)

第7条 退学願は、退学日以前に提出することを原則とし、やむを得ない事由がある場合のみ、下記の退学願提出期限まで提出を認める。この期限を過ぎた場合は、退学日を遡っての退学は認めない。

ただし、休学期間満了後に提出期限を過ぎて退学願が提出された場合は、学則第46条第1項第3号又は大学院学則第43条第1項第5号により除籍とする。

退学日	退学願提出期限
3月31日	5月31日
9月30日	11月30日

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。